

INTERNATIONAL INSOLVENCY PRACTICE NEWSLETTER

TOPICS

1. リーマン・ブラザーズ倒産手続に終結に向けた兆し
2. 倒産手続における商標ライセンシーの保護の不安定は続く
3. 権利の減損
4. 《シリーズ中国倒産法》中国倒産法における株主の権利及び株主が考慮すべき事項

リーマン・ブラザーズ倒産手続に終結に向けた兆し

2008年9月15日に申立がなされたリーマン・ブラザーズの米国連邦倒産法第11章（チャプター11）手続は、2011年8月末に開示説明書¹が倒産裁判所により承認されたことにより、終結に向けた兆しが見えてきました。

2011年8月30日付のニューヨークタイムズ紙によると、同日、倒産裁判所は、リーマン・ブラザーズが債権者に対し約650億米ドル（負債の約5分の1に相当）を支払うという内容を含む再建計画に関する開示説明書を承認しました。これを受けて、再建計画及び開示説明書が債権者等に送付されることになり、再建計画は債権者等による賛成の決議及び倒産裁判所による認可後に効力が生じることになります。債権者等による再建計画に対する決議の期限は2011年11月4日、そして再建計画認可のための聴聞手続期日は同年12月6日に設定されました。再建計画が決議されるためには、クラス分けされた債権者等の各クラスにおいて、実際に投票した債権者の債権額で3分の2以上、且つ、投票した債権者数の過半数以上による賛成が必要となります。また、再建計画が認可された場合には、来年初頭から債権者への弁済が開始されることとなります。

¹ 債権者等が再建計画を判断するために十分な情報を提供するために再建計画と共に交付されるもの。

リーマン・ブラザーズの再建計画には依然として異議のある債権者が存在し、再建計画の認可は確実ではないものの、主要な債権者グループは賛成の意を表明している模様です。いずれにしても、裁判所による開示説明書の承認は、3年に及ぶチャプター11手続の終了の幕開けとなることが期待されています。

倒産手続における商標ライセンシーの保護の不安定は続く

1988年の法改正により米国連邦倒産法（以下「倒産法」）にSection 365(n)が追加され、知的財産のライセンス契約がライセンサーの倒産手続において双方未履行の双務契約として拒絶された場合であっても、ライセンシーは当該知的財産を引き続き使用できることとされました。この点については、上記法改正に先立つ1985年に、改正前の倒産法の文言を忠実に適用して、ライセンシーは倒産したライセンサーによるライセンス契約の拒絶後は当該知的財産をもはや使用できない、と判断した裁判例がありました。² 上記法改正は、まさにこの判決を契機として、ライセンシーの保護の必要性が連邦議会にも認識された結果、実現した立法的解決でした。しかし、ここで言う知的財産には、条文の文言上、商標が

² *Lubrizol Enterprises, Inc. v. Richmond Metal Finishers, Inc.*, 756 F.2d 1043 (4th Cir. 1985)

含まれていない³ため、商標のライセンス契約が倒産したライセンサーに拒絶された場合に、他の知的財産と同様にライセンサーが保護されるのかについては明確ではありません。

そうしたところ、2010年になり、ある裁判において、この問題について注目すべき意見が裁判官より示されました。⁴ 本件は、電池の製造・販売等を行う Exide Technologies, Inc. (以下「Exide社」) が EnerSys Delaware, Inc. (以下「EnerSys社」) に対し“EXIDE”の商標の無償且つ独占的使用を半永久的に認めるライセンス契約を締結していたところ、Exide社が2002年にチャプター11の手続を開始した後で当該契約を拒絶する許可を倒産裁判所に求め、これをEnerSys社が争ったという事案です。倒産裁判所はExide社にライセンス契約を拒絶する許可を与え、地方裁判所もこの結論を支持しました。これに対し、第3巡回控訴裁判所は、EnerSys社は既に債務の重要な部分を履行し終えているという理由に基づき、当該ライセンス契約は双方未履行の双務契約ではないからExide社は拒絶できない、という結論を下しました。ところが、第3巡回控訴裁判所のAmbro判事は、別途補足意見を述べ、倒産手続において債務者たるライセンサーが商標のライセンス契約を拒絶しても、ライセンサーは引き続き商標を使用できる場合があるとの見解を示しました。

Ambro判事の補足意見では、倒産法が商標のライセンサーをSection 365(n)の保護の対象に含めていないのは、立法経緯に鑑みれば、連邦議会が商標のライセンサーにも同様の保護を与えるか否かという問題についてより広範な検討が必要と判断し、これを将来の検討に委ねて立法的な対応を先延ばしにしたためであり、裁判所には衡平法上の救済を発展させる余地が与えられている、と説明されています。すなわち、倒産法の明文で規定されていなくても、裁判所の判断によりSection 365(n)が適用されるのと同様の保護を商標のライセンサーにも与えることは可能である、ということです。

³ 倒産法 Section 101(35A)では、知的財産の定義に含まれるものとして、営業秘密、連邦法 Title 35 (特許関連法) で保護される発明、製造方法、意匠及び設備、特許出願、植物種、連邦法 Title 17 (著作権関連法) で保護される著作物並びに連邦法 Title 17 の9章で保護される回路配置が規定されていますが、商標、商号及びサービスマークは含まれていません。

⁴ *In re Exide Techs.*, 607 F.3d 957 (3d Cir. 2010)

今までのところ、1988年以來倒産法の文言が変わらないことを重視し、商標のライセンサーはやはりSection 365(n)の保護を受けられないと判断する裁判例が主流を占めていますが、Ambro判事の意見と同様に商標のライセンサーを保護した裁判例も見られます。裁判所においては、未だに見解の統一は図られていません。

この問題の解決は、結局のところ立法に委ねられるとも言えますが、連邦議会はなかなかこの点を再検討する姿勢を見せていません。Ambro判事の補足意見はライセンサーの保護に一つの道筋をつけるものであったと言えますが、他の裁判所への先例拘束力がないため、法的解決の不確実さは今後も続くこととなりそうです。

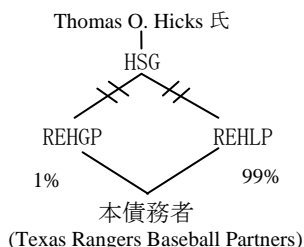
権利の減損 (Impairment)

米国連邦倒産法 (以下「倒産法」) 第11章 (チャプター11) 手続において再建計画は、債権者及び株主の各クラス毎に受諾又は拒絶される場所 (倒産法Section 1126(a)(c))、ある債権者が一のクラスにおいて相当額の債権を有する場合、当該債権者は再建計画の認可を阻止したり、再建計画の提出者に所謂クラムダウン (倒産法Section 1129(b)(1))⁵の要件を満たすことを強いることができます。そして、かかる債権者は往々にしてその立場を利用して (他の債権者の犠牲の下に) 自己の回収額の最大化を図り、また時には債務者に対する支配権を取得しようとします。もっとも債権者及び株主の各クラスは常に再建計画に対する投票権を有するものではなく、再建計画の下において「権利が損なわれていない」クラスは再建計画を受諾したものとみなされます (倒産法Section 1126(f))。したがって、あるクラスの「権利が損なわれていない」か否かは、当該クラスの投票権の消長、ひいては再建計画の命運をも定め得る重要な問題となり得ます。以下でご紹介する、大リーグ球団の一つテキサス・レンジャーズ (以下「本債務者」) のチャプ

⁵ クラムダウン (Cram Down) とは、少なくとも1つのクラスの賛成があれば、①債権者及び株主の各クラスにおいて、再建計画が承認されているという要件 (Section 1129(a)(8)) 以外の裁判所の認可の要件が全て満たされ、②再建計画の下で権利を損なわれ、且つ、再建計画に反対している債権者又は株主のクラスに関し、再建計画が「公正且つ衡平」である場合に、裁判所が再建計画を認可する制度をいいます。

ター11 事案⁶においては、まさにこの点が問題となりました。

本事案当時、テキサス・レンジャーズは Texas Rangers Baseball Partners という組合であり、以下の図のとおり、テキサスの著名実業家 Thomas O. Hicks 氏が率いる HSG Sports Group, LLC (以下「HSG」) により間接的に所有されていました。



この HSG は銀行団 (以下「本貸付人」) から 525 百万米ドルを借り入れ、本債務者は本貸付人との担保権設定契約 (以下「本契約」) の下で、そのうち 75 百万米ドルを保証していました。そして、本契約の下で本貸付人は、①HSG の債務不履行後における REHGP 及び REHLP の持分について支配権、及び②本債務者の売却に対する拒否権を有するものとされていました。

かかる状況の下、2008 年に Hicks 氏は本債務者を約 463 百万米ドルで球団社長の Nolan Ryan 氏等が率いる Rangers Baseball Express LLC (以下「Express」) に売却することを決めました。しかし、本貸付人はもっと高額で売却することが可能であるとして、Express への売却を承認しませんでした。⁷

そこで本債務者は、2010 年 5 月 24 日にチャプター11に基づく保護を申請すると同時に、Express との取引を実現するため、所謂プレパッケージド型の再建計画⁸を提出しました。当該再建計画は、本貸付人にはその担保付債権の全額の弁済として 75 百万米ドルが支払われるとしており、そのため当該再建計画は倒産法 Section 1124(1) の定めるとおり本貸付人の権利を変更するものではなく、本貸付人は投票権を有しないとしていました。これに対し本貸付人は、本貸付人の権利が損なわれていない

⁶ *In re Texas Rangers Baseball Partners*, 434 B.R. 393 (Bankr. N.D. Tex. 2010)

⁷ 本貸付人はその債権回収のため、Express への売却を承認しないことによって Hicks 氏の譲歩を引き出し、資力のある本債務者から本債務者に対する債権額である 75 百万米ドル以上の回収を試みたものと思われま。

⁸ 手続申立前に作成され、法定多数の債権者からの賛成を得た再建計画。

というためには、本債務者の売却についての本貸付人の拒否権も含め、本債務者が本契約の全ての条項に従う必要があると主張しました。

この点につき倒産裁判所は、当該再建計画は本貸付人に Express への売却に対する拒否権を付与していないが、本貸付人の権利は損なわれていないと判断しました。その理由は多岐にわたり、以下のようなものを含みます。

- ① 倒産法 Section 1124(1) は債務者による今後の履行に関するものであり、同条項においては再建計画の効力発生日より後に債務者に対して全ての権利を行使することができれば権利が損なわれていないといえる。
- ② 倒産法 Section 363(b) の下で債務者は拒否権に服することなく財団財産を売却し得る。⁹
- ③ (倒産法 Section 1124(2) が権利が損なわれていないといえるために債務不履行の治癒を求めていることとの対比で) 倒産法 Section 1124(1) の場合、効力発生日時点で存在する不履行については損害賠償請求を認めるのが立法者の意図である。
- ④ 本貸付人の拒否権の行使を認めることは本貸付人に本倒産手続の処理について多大な支配力を認めることになるが、そのような帰結は法の趣旨及び公序に反する。
- ⑤ 本貸付人に拒否権の行使を認めることは、(本件貸付人に対する) 金銭的義務を果たした本債務者に、他のクラスの債権者の権利を減損させて、本貸付人に受け入れ可能な再建計画案の認可を受けるか、クラムダウンを通じて認可を受けられるかを強いることになるが、これは公序に反する。

本事案では、全ての契約上の権利が守られなくとも債権者が契約違反を理由として債務者を訴える権利を有する限り「権利が損なわれていない」ともされました。これはどのような契約上の権利であっても債務者を訴える権利が存在すれば倒産手続上の保護が与えられなくてもよいものではありませんが、少なくとも金銭債権全額につき弁済を受ける場合には、他の権利の行使が

⁹ 倒産法 Section 363(b) には、債務者が告知聴聞手続を経ることにより、通常取引の範囲を超えて、財団財産を売却等することができる旨定められています。

認められなくとも債務者を訴える権利の存在をもって権利が損なわれていないと見なされる可能性が高く、契約上の権利の行使が制限され得ることに留意する必要があります。

《シリーズ中国倒産法》

中国倒産法における債権者の権利及び債権者が考慮すべき事項

I. はじめに

概して、中華人民共和国（以下「中国」）の企業倒産法（以下「2006年破産法」）は、破産手続において、債務者の株主に非常に限定された権利しか与えていません。通常、株主は、債務者の現経営陣（取締役）及び裁判所によって選任される管財人の決定に自らの権利を守り、高めることを委ねざるを得ません。しかし、株主は、中国法に基づく強力な企業統治の権利を有しています。その結果、債務者が破産清算されていない場合、あるいは、管轄裁判所が更生期間中に経営管理を自ら行う旨の債務者の申立を却下していない場合には、破産手続下にある債務者の株主は、管財人の監督を受けながら、債務者を経営し続ける権利を有しています。

II. 権利

i. 解散決議により破産手続を回避する権利

中国の会社法では、会社の株式の10分の1以上を保有する株主は、会社が経営上の困難に直面した場合には、裁判所に会社の解散を申し立てる権利を有しています。さらに、議決権の3分の2を有する株主は、自らの裁量により株主総会において会社の解散を決議することができます。したがって、株主には、解散手続に関する申立を通じて破産手続を回避する権利があります。債権者集会和裁判所によって選任された管財人が手続を支配する破産手続と異なり、解散委員会は株主によって組成されます。解散会社は、解散手続中に全ての債務を弁済するに十分な資産を有しないことが判明した場合には、破産手続の申立をすることが求められますが、株主は、債務超過になる前に、解散手続を進めることを選択することができます。

ii. 更生手続を申請する権利

2006年破産法は、三種類の破産手続（清算、更生及び和解）を定めています。¹⁰ 裁判所が破産の申立を受理してから破産清算の決定をする前であれば、債務者又は債務者の株式の10分の1以上を保有する株主は、裁判所に対して更生手続を開始することの承認を求める申立を行うことができます。

iii. 更生手続に参加する権利

2006年破産法は、債務者の自主管理に関する申立を裁判所が承認した場合には、債務者が事業運営及び資産管理を継続することを認めています。そうでない場合には、裁判所に選任された独立の管財人が現経営陣に従事させて事業を運営します。債務者であれ管財人であれ、事業管理の責任を負い、債務者の更生計画を起案する責任を負います。更生計画は、開始日から6か月以内（3か月延長されることがあります）に裁判所と債権者会議に提出されなければなりません。2006年破産法第85条により、株主の代表は、債権者集會に出席し、更生計画について協議することができます。また、更生計画が株主の権利の変更を含む場合、株主は更生計画に投票する権利を有します。

III. 債務者の株主が考慮すべき事項

中国の会社法は、有限責任会社に対する株主の責任は、株主が引き受けた出資額に限定される旨を定めています。しかし、2006年破産法第35条により、株主は、破産手続開始後、自ら引き受けた出資額の全額を直ちに出资日期に出資しなければなりません。すなわち、株主は、通常、中国法により最初の支払いから2年以内に出資することが許されています（投資会社の株主は、5年以内に出資を行うことができます）。したがって、株主は、出資の払込が完了する前に会社が破産手続に入った場合には、直ちに未払分の出資を支払わなければならないこととなります。

さらに、株主は、更生期間中、管轄裁判所の承認と管財人の監督という制約を受けながら、中国の会社法により債務者の運営事項の多くに関して統治権を有し続けるものの、2006年破産法第77条により当該期間中は配当の分配に与えることはできません。

(Jones Day 上海事務所 弁護士 張寧 / 翻訳 : Jones Day 東京事務所)

¹⁰ 詳細は「December 2010」の本ニュースレター参照。

外国法共同事業・ジョーンズ・デイ法律事務所

〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番17号 神谷町プライムプレイス

電話 03-3433-3939

FAX 03-5401-2725

WWW.JONESDAY.COM

世界各国のジョーンズ・デイのオフィス

アーバイン	アトランタ	クリーブランド	コロンバス	サンディエゴ
サンフランシスコ	シカゴ	シリコンヴァレー	ダラス	ニューヨーク
ピッツバーグ	ヒューストン	ボストン	ロサンゼルス	ワシントン
メキシコシティ	フランクフルト	ブリュッセル	マドリード	ミュンヘン
パリ	ミラノ	ロンドン	モスクワ	サウジアラビア
ドバイ	シドニー	シンガポール	上海	台北
東京	ニューデリー	香港	北京	サンパウロ

編集責任者：	弁護士 佐藤 りか	(rsato@jonesday.com)
	弁護士 森 雄一郎	(ymori@jonesday.com)
編集者：	弁護士 棚澤 高志	(ttanazawa@jonesday.com)
	弁護士 菊山 葉子	(ykikuyama@jonesday.com)
	弁護士 広重 隆司	(thiroshige@jonesday.com)
	弁護士 大平 勇介	(yohira@jonesday.com)
	弁護士 高橋 俊昭	(ttakahashi@jonesday.com)

本ニュースレターに含まれる情報は、特定の事実や事情に関する弁護士の法的なアドバイスではないことをご留意ください。本ニュースレターは著作権による保護の対象となります。弊事務所の事前の許可なく複製、転載、変更、翻案、翻訳、再配布等することはできませんのでご注意ください。本ニュースレターを使用することによって生じ得るいかなる損失に対しても弊事務所は責任を負いません。